

医療法人 清心会 服巻医院

指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 医療法人清心会服巻医院が開設する指定短期入所療養介護事業所、及び介護予防短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び、介護予防短期入所療養介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び、介護予防短期入所療養介護（以下「ショートステイ」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況や病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的お及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を提供する。
2. 相当期間以上に渡り、継続して入所する利用者については、当該事業の介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう努める。
 3. ショートステイの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
 4. ショートステイの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急を止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 5. 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(従業員の職種、員数)

第3条 事業所に勤務する従事者の職種、員数および職務内容は別に定める「医療法人清心会服巻医院短期入所療養介護事業所利用重要事項説明書（以下、重要事項説明書）」の3. 職員の配置状況の通りとする。

(サービス内容)

第4条 当該事業におけるサービス内容は、重要事項説明書の4. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金の通りとする。

(利用料及びその他費用)

- 第5条 当該事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る基準額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
2. 当該事業者は、前項の支払いを受ける額の他、重要事項説明書の4. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金に記載された支払いを利用者から受けることが出来る。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 利用者ならびに家族等について

利用者が以下の事項に該当する場合、担当している介護支援専門員やかかりつけ医と協議検討し、当該サービスを中止することがある。

- ① 利用者ならびに家族等の同意が得られない場合
ここでいう家族等とは、身寄りの無い利用者で保証人が代行する事例や、複数の家族間で統一した結論が出せない場合等を示唆する。
- ② 認定見直し時に、訪問調査等を拒否した場合
- ③ 認定見直し時に、県の設置する介護保険審査会に対し審査請求の手続きをとった場合
- ④ 急性期傷病にて、ショートステイに耐えられないと判断された場合
- ⑤ 他利用者の心身の健康に害すると判断される疾病、行為があると判断される場合
- ⑥ 事業報酬における自己負担金の正当な理由無く支払いの無い場合

(非常災害対策)

第7条 非常災害に備えて、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 施設事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営に関する重要事項)

第9条 勤務体制の確保

利用者に対し適切なショートステイを提供できるよう、従事者の勤務の体制を確保する。また、従事者の資質のために、その研修の機会を確保する。

第10条 利用定員を超えてショートステイの提供は行わない。

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備は、衛生上必要な措置を講じる。

2. 当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するショートステイの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、

当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対するショートステイの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事故の内容を当該指導機関と利用者、ならびに利用者家族等と勘案して必要に応じた損害賠償を行うものとする。

附則

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。